様式第3号(第2条関係)

煙火消費計画書(花火大会)

１　打揚業者の名称、所在地及び電話番号

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名称 | 所在地 | 電話番号 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |

備考　本花火大会実行委員会は、煙火の消費に当たり、打揚業務その他の煙火の取扱いを上記の打揚業者に別添の契約書(写し)のとおり業務委託して行います。

２　花火大会実行委員会における煙火消費の総括責任者及び総括責任者を補佐する副総括責任者を選任します。

|  |  |
| --- | --- |
| 総括責任者 | 副総括責任者 |
| 職名 | 氏名 | 職名 | 氏名 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |

３　煙火消費に係る各打揚業者間の調整等を図るため統括責任者を選任します。また、統括責任者を補佐するため各打揚業者の責任者を副統括責任者として選任し、取扱従事者の指揮・監督と安全な作業を行います。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 職名 | 氏名(打揚業者名) | 職名 | 氏名(打揚業者名) |
| 統括責任者 | (　　　　　　　　　) | 副統括責任者 | (　　　　　　　　) |
| 副統括責任者 | (　　　　　　　　　) | 副統括責任者 | (　　　　　　　　) |
| 副統括責任者 | (　　　　　　　　) | 副統括責任者 | (　　　　　　　　) |
| 副統括責任者 | (　　　　　　　　　) | 副統括責任者 | (　　　　　　　　) |

４　煙火の管理及び打揚等の準備

煙火置場：　□　設置します　　□　設置しません

（１）煙火置場及び煙火を収納する容器の種類並びに責任者等は、次の表及び煙火置場の構造図によります。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 打揚業者名 | 煙火置場の種類 | 煙火収納容器の種類 | 煙火置場責任者氏名(従事者数) |
| 　 | 　 | 　 | (　人) |
| 　 | 　 | 　 | (　人) |
| 　 | 　 | 　 | (　人) |
| 　 | 　 | 　 | (　人) |
| 　 | 　 | 　 | (　人) |
| 　 | 　 | 　 | (　人) |

注意　「煙火置場の種類」欄には、小屋組、テント張り、有蓋車等を記入してください。

（２）煙火置場の位置と打揚筒の設置場所との関係は、次の表及び配置図によります。また、筒場に持ち込む収納容器は、火の粉の入り込まない丈夫な構造のものを使用します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 打揚業者名 | 最も近い打揚筒(距離) | 打揚筒との間に設ける隔壁の構造 | 打揚煙火責任者氏名(従事者数) |
| 　 | 号(　　m)　 | 　 | (　人) |
| 　 | 号(　　m)　 | 　 | (　人) |
| 　 | 号(　　m)　 | 　 | (　人) |
| 　 | 号(　　m)　 | 　 | (　人) |
| 　 | 号(　　m)　 | 　 | (　人) |
| 　 | 号(　　m)　 | 　 | (　人) |

注意　打揚筒との距離が２０m未満である場合の当該間に設ける「隔壁の構造」欄には、材質・寸法等を記入してください。

（３）煙火置場と仕掛煙火の設置場所との関係は次の表及び配置図によります。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 打揚業者名 | 最も近い仕掛煙火(距離) | 仕掛煙火との間に設ける隔壁の構造 | 仕掛煙火責任者氏名(従事者数) |
| 　 | 号(　　m)　 | 　 | (　人) |
| 　 | 号(　　m)　 | 　 | (　人) |
| 　 | 号(　　m)　 | 　 | (　人) |
| 　 | 号(　　m)　 | 　 | (　人) |
| 　 | 号(　　m)　 | 　 | (　人) |
| 　 | 号(　　m)　 | 　 | (　人) |

注意　仕掛煙火との距離が20m未満である場合の当該間に設ける「隔壁の構造」

欄には、難燃又は不燃物質の名称及び寸法を記入してください。

（４）電気点火又は導火線点火等で煙火置場を設置する必要がない筒場等においては、消費準備中の煙火の管理に留意し、火災及び盗難防止に努めます。

（５）焼金用コンロ等の火気の取扱いは、煙火置場から20m以上離れた風下の安全な場所で行います。

５　煙火の取扱い

（１）煙火の運搬には、火の粉が入らない丈夫な構造の容器を用い、夜間時には照明装置を設けて安全に作業をします。

（２）煙火の使用前検査、筒の固定、仕掛煙火の準備その他の作業は、別添の作業内容書により確実に行います。

（３）煙火取扱従事者の主な作業内容、経験年数その他の事項は、別添の煙火取扱従事者名簿によります。

なお、煙火取扱従事者には、事前に保安教育を実施します。

６　煙火の消費

（１）消費場所［河川敷・埋立地・荒れ地・堤防上・船上・その他(　　　　　　　　　　　　　)］

（２）打揚筒及び仕掛煙火の設置場所から通路、人の集合する場所及び建物等に対する安全な距離は、次の表及び附近の見取図によります。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 打揚業者名 | 保安物件の種類 | 距離 | 備考 |
| 打揚筒の設置場所 | 号 | 　 | 　 | m | 　 |
| 号 | 　 | 　 | m | 　 |
| 号 | 　 | 　 | m | 　 |
| 号 | 　 | 　 | m | 　 |
| 号 | 　 | 　 | m | 　 |
| 号 | 　 | 　 | m | 　 |
| 号 | 　 | 　 | m | 　 |
| 号 | 　 | 　 | m | 　 |
| スターマインの設置場所 | 号 | 　 | 　 | m | 　 |
| 号 | 　 | 　 | m | 　 |
| 号 | 　 | 　 | m | 　 |
| 号 | 　 | 　 | m | 　 |
| 号 | 　 | 　 | m | 　 |
| 号 | 　 | 　 | m | 　 |
| 号 | 　 | 　 | m | 　 |
| 号 | 　 | 　 | m | 　 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 打揚業者名 | 保安物件の種類 | 距離 | 備考 |
| 裏打ちの設置場所 | 号 | 　 | 　 | m | 　 |
| 号 | 　 | 　 | m | 　 |
| 号 | 　 | 　 | m | 　 |
| 号 | 　 | 　 | m | 　 |
| 号 | 　 | 　 | m | 　 |
| 号 | 　 | 　 | m | 　 |
| その他 | 　 | 　 | 　 | m | 　 |
| 　 | 　 | 　 | m | 　 |
| 　 | 　 | 　 | m | 　 |
| 　 | 　 | 　 | m | 　 |
| 　 | 　 | 　 | m | 　 |

注意　保安物件等に最も近い筒場及び最も大きい号数の筒について、それぞれの設置場所ごとに記入してください。

（３）打揚筒の設置場所から仕掛煙火の設置場所までの距離は、次の表及び配置図によります。または、船上消費のため別の船に設置します。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 打揚業者名 | 打揚煙火 | 最も近い仕掛煙火(距離) | 打揚業者名 | 打揚煙火 | 最も近い仕掛煙火(距離) |
| 　 | 号 | (　　m) | 　 | 号 | (　　m) |
| 　 | 号 | (　　m) | 　 | 号 | (　　m) |
| 　 | 号 | (　　m) | 　 | 号 | (　　m) |
| 　 | 号 | (　　m) | 　 | 号 | (　　m) |
| 　 | 号 | (　　m) | 　 | 号 | (　　m) |
| 　 | 号 | (　　m) | 　 | 号 | (　　m) |

（４）消費の順序の大要は、次の表によります。また、プログラムの詳細は決定次第提出します。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種類時間 | 打揚煙火 | スターマイン | 枠仕掛裏打ち | 　 | 　 | 　 |
| 細工物 | 星物 |
| 朝 | 時～　時 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 昼 | 時～　時 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 夜 | 時～　時 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 時～　時 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 時～　時 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 合計 | 個 | 個 | 基 | 基 | 　 | 　 | 　 |

注意　朝、昼、夜に区分し、夜間は1時間ごとに記入してください。

（５）煙火及び筒の種類は、打揚煙火及び仕掛煙火明細書によります。

（６）打揚煙火、スターマイン及び枠仕掛の裏打ちには、袋物、吊物又は観客等に落ち込むおそれのある引星等を使用した煙火は消費しません。

（７）噴出煙火の噴出口は筒の内径の1／3以上のものを使用し、手持ちの噴出煙火の筒は荒縄巻等とします。

７　危害予防の方法

（１）危険区域の周囲に設ける縄張り、警戒札、警戒員及び夜間時の赤色燈火使用等の警戒措置並びに交通規制は、警備計画書によります。

（２）打揚煙火の従事者には、離隔距離に応じた防護措置等を次の表のとおり設置します。

　(防護措置等が必要な筒場)

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 打揚業者名 | 煙火の種類 | 離隔距離 | 点火の方法 | 防護措置等 | 打揚煙火責任者氏名(従事者数) |
| 　 | 号 | 　 | 　 | 　 | (　人)　 |
| 　 | 号 | 　 | 　 | 　 | (　人)　 |
| 　 | 号 | 　 | 　 | 　 | (　人)　 |
| 　 | 号 | 　 | 　 | 　 | (　人)　 |
| 　 | 号 | 　 | 　 | 　 | (　人)　 |

注意

　1　「離隔距離」欄には、「直接」又は距離(m)を記入してください。

　2　「点火の方法」欄には、ロー火、焼金、電気等と記入してください。

　3　「防護措置等」欄には、防護材の種類及び厚さ、安全対策等を記入してください。

（３）不発煙火の回収措置

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 回収指揮者名(打揚業者名) | 回収人員 |
| 終了後(　　時～　　時) | 　　　　　　(　　　　　) | 人 |
| 翌朝(　　時～　　時) | 　　　　　　(　　　　　) | 人 |

８　事故発生時の措置

爆発その他災害が発生したときは消費を中断し、人身事故にあっては直ちに医師に応急手当を受けさせ、火災にあっては消防機関に通報します。

また、現状を変更することなく、直ちに警察官に届出をするとともに、許可行政庁に通報します。

【通報先：許可行政庁】

|  |  |
| --- | --- |
| 行政庁名 | 　 |
| 電話 | (　　　　　　　)　　　　　　　― |

９　煙火取扱従事者等

別添名簿のとおり

１０　消費場所内配置図

注意　打揚筒、枠組、裏打、スターマイン及び乱玉等の設置場所並びに煙火置場の位置、防護材の設置場所、警戒札、見張人等を記入してください。

|  |
| --- |
| 　 |

１１　附近の見取図

注意　消費場所と観客席、建物及び道路等の保安物件との関係、危険区域の設定、並びに当該区域の周囲に設ける縄張り、警戒札、警戒員及び消火設備並びに大会本部の位置を記入してください。

|  |
| --- |
| 　 |